

木村常陸介・前田孫四郎制札



〔指定年月日〕昭和五九年三月三十一日
〔種別〕有形文化財（古文書）
〔名称〕木村常陸介・前田孫四郎制札
〔点数〕一面
〔所有者等〕大宮八幡宮
〔所在地等〕大宮二―三―一

木村常陸介・前田孫四郎制札

縦三九cm、横六六・五cmの高札形式の制札である。材質はスギである。

左下隅が破損し、札面は風化が進み、墨色は剥離して墨痕が浮き上った状況で、肉眼での文字判読は困難である。

内容は「殺生禁断之事」「甲乙之人馬乘通行之事」「境内山林竹木猥に截採之事」の三条で、天正一八年（一五九〇）六月二四日に「常陸介、孫四郎」名によって発給されたものである。

この制札は年月日や発給者名からみて、武州八王子城の落城（天正一八年六月二三日）の翌二四日、豊臣秀吉の武將である木村常陸介・前田孫四郎（利長）から八王子の陣營で大宮八幡宮に下附されたものと推定される。大宮八幡宮はこれにより戦乱にともなう境内の掠奪防止を図ったのであろう。筆跡は八王子の宝生寺所蔵の「掟書」と同一とみられる。

特殊撮影によってかろうじて判読し得るのみであるが、杉並地域における江戸時代以前の唯一の制札として貴重である。

【文化財所在地】

